

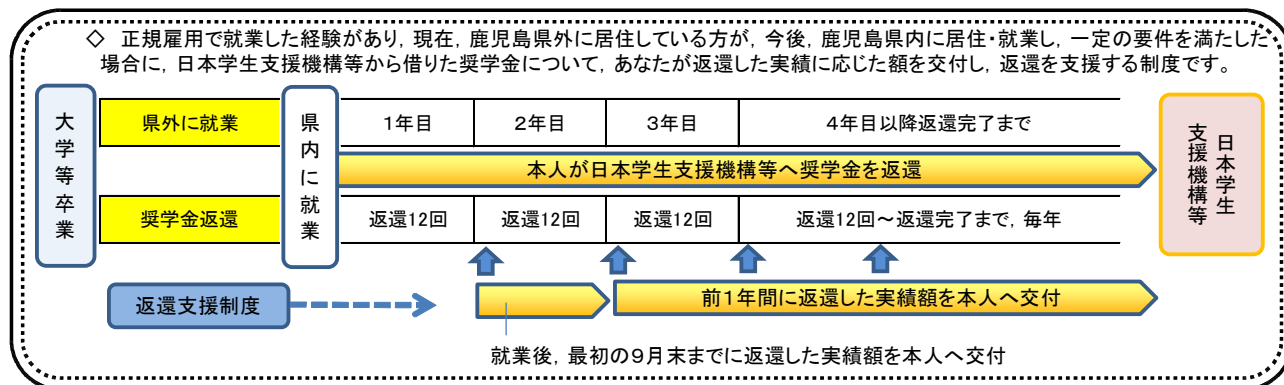
平成30年度大学等奨学金返還支援候補者募集要項

～鹿児島県の将来を担う社会人の皆さんを募集します！！～

【地域活性化枠（社会人）】

公益財団法人鹿児島県育英財団

[返還支援イメージ]



※ この制度は、県のほか、県内企業や市町村からの寄付金等によって支えられています。

1 募集対象者

次の①，②のいずれかに該当し，かつ，③から⑦までの全てに該当する者

- ① 鹿児島県内（以下「県内」という。）の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。），特別支援学校の高等部，高等専門学校及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）を卒業した者
- ② 鹿児島県外（以下「県外」という。）の高等学校等を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験合格者（県内に生活の本拠を有する者の子等で，県内の中学校，義務教育学校又は特別支援学校の中等部（以下「中学校等」という。）を卒業した者に限る。）
- ③ 大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業（修了）した者
- ④ 県外において，正規雇用で就業中又は申請時以前おおむね4年以内に正規雇用で就業した期間（おおむね2年以上）があり，かつ申請時に，県外に居住している者
- ⑤ 平成31年4月1日現在で満35歳未満である者
- ⑥ 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金（以下「機構奨学金」という。）又は公益財団法人鹿児島県育英財団大学等奨学金（以下「育英財団奨学金」という。）の貸与を受けた者
- ⑦ 平成32年4月1日までに県内企業等に就業する意志があり，かつ，県内居住を希望する者

※ 鹿児島県が実施する，返還免除の制度が設けられている修学資金等と重複して支援を受けることはできない。

例）

- ・ へき地等勤務医師等修学資金
- ・ 県看護職員等修学資金
- ・ 鹿児島県獣医師確保対策修学資金

2 募集人員 10人程度

3 募集期間 随時受付

4 支援対象金額

原則として，大学（学部）在学中に借り受けた機構奨学金又は育英財団奨学金の全額。ただし，支援開始前に返還をした奨学金の額及び返還期限猶予をされた奨学金の額は，支援対象外とする。

※ 大学院を修了している場合は，次の優先順位で，在学中に借り受けたいずれかの奨学金の全額を支援対象とする。

①大学（学部），②博士課程，③修士課程

5 支援要件

平成32年4月1日まで（理事長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。）に、次の①及び②に該当し、かつ、その状況が継続している者

① 鹿児島県の発展に寄与する産業分野に就業すること。

就業は、以下の要件のいずれかを満たし、企業等に就業する者については、正規雇用者（期間の定めのない契約により雇用される者で、労働時間が通常の労働者の4分の3以上である者）であること。

なお、公務員として採用された場合は、支援対象外とする。

ア 県内に本社を有する企業等に雇用されている者

イ 県外に本社を有する企業等の県内支店が採用した者

ウ 県内で個人事業（農業・営業など）を営み、確定申告をしている者又は申告書において事業専従者として記載されている者

エ 県内の個人事業主に雇用されている者

オ 県内に法人を設立・経営している者

② 県内に居住すること。ただし、県内に本社を有する企業等に就業した場合で、県外の支店等勤務により、やむなく県外に居住せざるを得ない場合を除く。

※ 就業後に離職又は県外に転出（異動も含む。）した場合は、原則として支援を終了する。

※ 支援対象者として適当でない事実が判明した場合は、支援を終了する。

6 応募方法

応募の際は、次の書類を当財団へ郵送等により提出すること。

(1) 提出するもの

ア 返還支援候補者認定申請書（別紙様式1）

イ 返還支援候補者認定申請理由書（別紙様式2）

※ 「保有している資格や特別な技能」欄に記入した資格を確認できる書類の写し（A4サイズ片面）を添付すること。

ウ 履歴書（別紙様式4）

エ 住民票の写し

※ マイナンバーの記載のないもの。以下、住民票については同じ取扱いとする。

オ 就業等の状況が確認できる書類（正規雇用で就業したもの全て）

・ 企業等に就業している者は、就業証明書（別紙様式5）

・ 個人事業主等は、確定申告書の写し等

カ 大学の卒業証明書及び学業成績証明書（大学院修了者は、大学と大学院両方）

キ 出身高等学校等の卒業証明書（県内高等学校等出身者のみ）

ク 県内出身中学校の卒業証明書及び父母等の住民票の写し
（県外高等学校等出身者及び高等学校卒業程度認定試験合格者のみ）

ケ 奨学金貸与証明書又は奨学金返還証明書（機構奨学金のみ）

7 支援候補者の認定及び通知

書類審査後、必要に応じて面接を実施の上、選考委員会で選考し、支援候補者として認定された後、随時、直接本人に通知する。

なお、次の事由に該当した場合は、支援候補者の認定を取り消す。

① 平成32年4月1日までに県内企業等に就業しなかった場合又は県内に居住しなかった場合

② 奨学金の返還が全額免除された場合

③ 奨学金の返還金を滞納した場合

④ 支援候補者を辞退する旨の申し出があった場合

⑤ 支援候補者として適当でない事実が判明した場合

8 支援方法

5の支援要件を満たした日の属する月の翌月（満たした日が月の初日の場合はその月）から支援の対象とし、日本学生支援機構又は当財団へ返還した奨学金について、前1年間（10月～翌年9月、ただし、県内企業等に就業した年度は、支援開始月以後、最初の9月までの期間）の返還実績を確認後、返還実績額を毎年10月下旬以降に本人へ交付する。

なお、交付する額は、奨学金の貸与額により定められた、基本の月賦返還額を基礎として算出した額を超えないものとする。

9 支援候補者認定後の手続（詳細は別途通知する。）

支援候補者として認定された者は、次の各時点において、必要な書類を当財団へ提出すること。

① 就業時

就業証明書等，住民票の写し

② 返還支援期間中（毎年度）

就業証明書等，奨学金返還実績を証明する書類，住民票の写し，返還支援金振込口座届（初年度のみ）

※ ①の提出があった後，支援要件を具備した者について，返還支援対象者として決定し，直接本人に通知する。

10 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）

公益財団法人鹿児島県育英財団

TEL 099-286-5244

FAX 099-286-5229

<http://www.kagoshima-ikuei.jp>

【別紙：参考資料】※ 日本学生支援機構第一種奨学金の場合

1 返還支援対象金額について

返還支援対象金額は、返還期限猶予をされた期間相当の奨学金を除いた額とする。ただし、大学等卒業（修了）後、引き続き上級学校へ進学した期間は、支援対象に含める。

例) 借用金額2,160,000円、月賦返還額12,857円、返還期限猶予期間1年
の場合

返還年月数 168か月（14年）
返還期限猶予期間 12か月（無職による返還猶予1年）

$2,160,000円 - (12,857円 \times 12か月) = 2,005,716円$ が支援対象金額

2 返還支援方法について

次により算出される返還期間（回数）及び月賦返還額を基礎とした額を支援
注）繰上返還、一括返還をした場合も、支援額は変わらない。

1 返還期間（回数）

借用金額を「奨学金返還年数算出表」に定める割賦金の基礎額で割って
得た返還年数の12倍した回数

《奨学金返還年数算出表》

貸与総額（借用金額）	割賦金の基礎額
200,000円以下	30,000円
200,001円～400,000円	40,000円
400,001円～500,000円	50,000円
500,001円～600,000円	60,000円
600,001円～700,000円	70,000円
700,001円～900,000円	80,000円
900,001円～1,100,000円	90,000円
1,100,001円～1,300,000円	100,000円
1,300,001円～1,500,000円	110,000円
1,500,001円～1,700,000円	120,000円
1,700,001円～1,900,000円	130,000円
1,900,001円～2,100,000円	140,000円
2,100,001円～2,300,000円	150,000円
2,300,001円～2,500,000円	160,000円
2,500,001円～3,400,000円	170,000円
3,400,001円以上	総額の20分の1

2 月賦返還額

借用金額を、1の返還回数で割って得た金額

例) 借用金額2,160,000円の場合

返 還 回 数 : $2,160,000円 \div 150,000円 = 14.4年$ $14年 \times 12 = 168回$

月賦返還額 : $2,160,000円 \div 168回 = 12,857円$

※ $12,857円 \times 12か月分 = 154,284円$ を1年ごとに交付し、返還を支援